

集合施設等に毒物が散布されることにおける避難実施要領の様式

避難実施要領パターン

埼玉県美里町長

元号〇〇年〇〇月△△日 現在

1. 警報の内容		
現状		〇〇地内（大字〇〇番地先）の□□で△△が散布された。
予測		施設利用者の救護活動、施設の除染が行われる。除染が完了するまで付近を含め立入禁止となる。
住民への周知	（内 容）	付近からの避難、立入禁止措置
	（方 法）	事態の規模に応じてエリアメール 防災みさと、防災無線登録制メール、町公式LINE
気象状況	（天 候） （気 温）	〇〇 □□度
	（注意報） （警 報）	なし
2. 都道府県知事による避難の指示（国民保護法第54条関係）		
要避難地域		-
避難先地域		-
関係機関が講ずべき措置	（消防署・本部）	-
	（消防団）	-
	（警察署）	-
	（自衛隊）	-
	（その他）	-
		-
避難方法・行動		-
県発信先	（部 署） （連絡先）	-

3. 避難の方法に関する事項（国民保護法第61条第2項第1号）

要避難地域	(大字)	〇〇	
	(行政区)	□□	
要配慮者利用施設の (有の場合、施設名を記入)		有 無	
避難先地域	(大字)	〇〇	
	※町外の場合は大字と 行政区の表記を削る	(行政区) □□	
一時集合場所		-	
集合方法		-	
集合時間		-	
避難経路		施設〇〇側の□□方面	
避難手段		徒歩、自家用車	
避難開始日時		適宜	

4. 避難の実施に関し必要な事項（国民保護法第61条第2項第3号）

避難施設	(名称)	〇〇	
	(住所) (連絡先)	□□	
避難時の準備等	(携行品)	〇〇	
	(服装)	動きやすく、体温調整しやすいもの 季節に応じて調整 天候に応じて雨具類	
	(その他)	日頃から、ハザードマップ「みさと防災」で、町内の危険箇所やどのような避難場所があるのか把握しておく。	
注意事項		物質に応じた化学的な処理が必要となる。物質によっては、煙の流れ方や飛散・蔓延に注意する。	
立入禁止、通行止め箇所等		〇〇地内 大字□□先 △△付近	
追加情報等の伝達方法		適宜状況に応じて防災無線放送は対象地域を選定する。	

5. 避難住民の誘導に関する事項（国民保護法第61条第2項2号）

避難誘導の方法		発生箇所の隣接地を立入禁止、交通規制し、別添経路で行う。
		適宜、警察、消防団に依頼。
職員の配置	（場 所）	大字〇〇先 東西南北 □□km（m）延長上で、随所
	（人 数）	〇〇mごとに1人
	（判 別）	現地人員等、住民への対応となる職員は、避難実施にあたって配置した職員であることが判別できるよう、身分が確認できるプレートを貼付したビブスを着用する。
職員への連絡・指示方法		携帯電話、デジタル簡易無線機、トランシーバー
要配慮者利用施設への対応		-

6. 住民の行動（基本的な避難行動）

	マスクやタオル等で口及び鼻を保護し、施設から離れる。
--	----------------------------

7. 緊急時の連絡先・担当

美里町国民保護対策本部（主管課） （電 話）	総務課 0495-76-1115
---------------------------	---------------------

8. 関係機関の意見等（状況や必要に応じた聴取先であり、全てに聴取ではない）

児玉都市広域消防本部 美里分署 電 話：0495-76-1119	避難誘導の依頼をする。 ただし、負傷者の対応・危険排除・化学薬品処理等、消防救急業務が優先される。
児玉都市広域消防本部（代表・総務課） 電 話：0495-24-0119	避難誘導の依頼をする。 ただし、負傷者の対応・危険排除・化学薬品処理等、消防救急業務が優先される。
美里町消防団（団長・副団長） 電 話： ：	避難誘導の依頼をする。 並行して消防支援となる。
児玉警察署 東児玉駐在所 電 話：0495-76-1178	避難誘導・交通規制を依頼する。
児玉警察署 大沢駐在所 電 話：0495-76-0442	避難誘導・交通規制を依頼する。
児玉警察署 電 話：0495-72-0110	避難誘導・交通規制を依頼する。

自衛隊埼玉地方協力本部（総務課） 電 話：０４８－８３１－６０４３	以下、組織含め、各状況に応じた依頼。
埼玉県危機管理防災部 危機管理課 電 話：０４８－８３０－８１３１ 時間外：０４８－８３０－８１１１	
以下、その他	

※ 1～8の各項目について、明らかでない事項や当該避難実施において重要ではないと判断される事項については省略し、記入できる範囲のもので実施要領を迅速に作成する。
 また、必要に応じて添付図等を活用し、本文記入に代えること。